

松江市告示第399号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、松江農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定により告示する。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項の規定により準用する同法12条第2項の規定により、当該変更後の松江農業振興地域整備計画書を松江市産業経済部農政課において縦覧に供する。

令和5年6月12日

松江市長 上定 昭仁